

令和 7 年度第 2 回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会議事録

小寺部会長 これから第 2 回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず委員の出席状況について事務局から報告してください。

賃金室長 ただいま公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者はありません。

小寺部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は菊地委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

それでは本日の配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官 本日の資料でございますが、資料 1 として、特定最低賃金の審議について（ガイドライン）でございます。

こちらは令和 4 年 3 月 4 日に埼玉地方最低賃金審議会、いわゆる本審で申し合わせられました特定最低賃金の審議についてのガイドラインということになります。

資料については以上でございます。

小寺部会長 同種の特定最低賃金の他局の答申状況について、わかっているならば事務局から教えてください。

賃金室長 他局において同種の業種について特定最低賃金改正が決まったという情報は入っておりません。

なお当局の他産業の状況をお伝えいたします。

現在有効になっている埼玉県内の特定最低賃金 5 業種のうち 3 つの審議が終わっております。

9 月 1 6 日に光学機械レンズ等の製造業は時間額 1 1 7 7 円、引き上げ額は 6 3 円、発効日 1 2 月 1 日ということでございます。

電子部品、電気機械器具等の製造業については 9 月 1 8 日に結審をしております。

改正額は 1 1 6 8 円、引上げ額が 6 3 円、1 2 月 1 日発効というこ

とでございます。

もう一つ自動車小売業については9月25日に結審をいたしました。
時間額で1152円、引上げ額は63円、12月1日発効ということ
でございます。

県内の状況については以上です。

小寺部会長 それでは、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定の審議に入ります。

終了時刻については、十分な審議を行っていただくことは当然ですが、12時終了を目途に、円滑な審議に格段のご協力をお願いします。
協議形式は、例年、全体協議からスタートして、調整が必要になったら適宜休会という進め方をしておりますが、今年も例年どおりの進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

小寺部会長 それでは、全体協議から始めます。

審議に臨む方針などについては、第1回専門部会で労使双方から書面が提出されました。

その内容について改めて確認するとともに、合同専門部会で提出された相手方の意見等を踏まえて検討した結果などがあれば、併せてお聞かせください。

初めに、労側委員からお願いします。

菊地委員 お手元の横バージョンの資料があると思いますが、まずスライド1ページ目ですけれども、下に説明文のトピックスがありますが、少々付け加えながらご説明させていただきたいと思います。

表のGというところですが、Gはこの8社の中で一番最下位といたしますか、低位の部分でございます。

昨年時間給が1128円、青枠のところでございます。

本年は1208円、引上げ時間給が80円で、引上げ率が7.09%でございます。

2つ目のアスタリスクですが、平均時間給1290円以下のその下Hでございますが、Hの引上げ額はオレンジ枠で囲っております、73円で引上げ率が6.31%でございます。

3つ目のアスタリスクですが、労働組合の適用労働者数は前年1

0%強減少しておりますけれども、数値的から見ますと、昨年が4650名、本年度が4630名とほぼ横ばいということは、非鉄金属製造業の従業員の増減はほぼ横ばいで、企業的にも保たれているところをお示しさせていただきたいと思います。

続きましてスライド2枚目でございます。

表のオレンジ枠92.3円、これが引上げの平均額でございますが、これは私ども、上部団体の産別の企業全体の数値になります。

特殊なものは私ども非鉄金属でございますが、ここには鉄鋼と総合重工の組合も入っている284組合の引上げの平均値になります。

その下が1000人以上、300から999人、300人未満とありますが、一番下の300人未満は赤枠で囲ってあります86円という状況でございます。

ここまでは先ほども申し上げました通り、非鉄のほか鉄鋼と総合重工が含まれている組合全体の数値となります。

下に、基幹労連に属する非鉄部門最低賃金結果というところですが、これが先ほど申し上げました通り、基幹労連の非鉄に関わる部分の47組合のデータでございます。

24年度25年度ありますけれども前年度の増減は、緑枠で囲ってありますとおり81円増額の引上げ率は7.08%でございます。

次のスライド3枚目でございますが、これは埼玉の5産業の中の非鉄、その他の最低賃金の推移でございます。

過去3年間22、23、24とございますが、表の中の太字、赤い文字で示してある通り、加重平均引くことの非鉄の差額が白い文字、赤バックの白い文字ですけれども、22年は7.7円、昨年23年も7.7円、昨年はその差が3.4円まで縮まったということを表しております。

最後まとめというところで黄色い枠スライド1からスライド3までのトピックス的な文章がありますけれども、それは重複しますのでこの場では割愛させていただきたく、その下の中段の太字で黄色を囲ってありますけれども、これは非鉄金属県内の協定書における最低の協定額ということでお示しさせていただきました。

協定額は1208円、昨年同期プラス80円であるというところでございます。

最後にというところは読み上げさせていただきたいと思います。

私ども、「非鉄金属製造業」は産業機械もしくは自動車情報通信機器など他産業の基盤となる産業であります。

その非鉄産業の衰退というのは幅広い産業に大きな影響を与えることとなります。

一方で、労働組合に属さない未組織労働者の多くは、対等な立場で労使交渉を得て賃金の引上げを図ることが難しい状況でございます。

そして私ども、労働組合は日本のGDPの約2割を占める基幹産業で働くすべての人たちの労働条件の改善につなげ、魅力ある非鉄産業とすることで、人材確保を促していかなければならないとの考えのもと本専門部会に臨んでおります。

ここまでは資料の説明ですが、非鉄金属特質の提示額としてはスライド2枚目にあります緑枠の81円プラスというところで引上げ率7.08%、これを額提示させていただきたいと思います。

根拠的には先ほどもご説明させていただきましたが、上部団体基幹労連の非鉄部門47組合の対象組合の数値でありますので、まずはそこをお示しさせていただきたいと思います。

労側は以上となります。

小寺部会長

では使用者側のご意見をお伺いしたいと思います。

廣澤委員

第1回目の時に、2025年度非鉄金属製造業特定最低賃金金額改定審議における使用者側の考え方というペーパーを提出しております。

これに関連して、現時点での引上げ幅について申し上げます。昨年度の引上げ幅50円に対し、鉱工業生産指数の前年比マイナス幅4.2%を反映し、47円をベースとして議論を開始したいと考えております。

ただ、先ほどご主張のあった「非鉄金属産業の優位性を保ちたい」という考え方には、当然ながら使側も同意しております。そのため、地賃審議で取り上げられたさいたま市の消費者物価指数、特に頻繁に購入する品目を含む中分類の5.7%については、一定の考慮をしたいと考えております。

具体的な数字としては、現時点では47円を想定しております。

以上です。

小寺部会長

かなり金額に開きがございますので、一旦休会として個別に協議をしたいと考えておりますが、ただいま、労側使側からご意見をいただきましたが、それぞれおっしゃっている意味をもう少しここを明確にしてもらいたいとか、ご質問がございましたら今お聞きしたいと存じ

ます。労側の方では使側の今のご意見に対しましてご不明な点等はないということで、よろしいですか。

菊地委員 はい。

小寺部会長 使側もよろしいですか。

廣澤委員 菊地さんが最後におっしゃった点については、使側も全く同じ考え方だと思っております。ただし、あらゆることには限度があるという点を、ぜひご認識いただく必要があるのではないかと考えております。以上です。

小寺部会長 ではご主張の金額に差がありますので一時審議を休止します。
休憩中にそれぞれ控室で歩み寄りのためのご検討をお願いしたいと思えます。

また、並行して労側使側の両者と個別に公益委員との協議を行います。

取りまとめに向けて歩み寄りのご協力をお願いいたします。

事務局から控室の場所を説明お願いいたします。

専門監督官 労働者側につきましては15階の相談室を、使用者側につきましては、15階の部長室を用意させていただいております。

小寺部会長 では一時審議を休止し、議事録を停止いたします。
まずは労側との協議から始めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

小寺部会長 では労側からお話をさせていただきます。

(休会)

小寺部会長 それでは全体協議を再開します。
労使各委員の円滑な結論の取りまとめにご協力をいただき感謝申し上げます。

公労公使の個別協議の内容をまとめますと、労働者側のご主張は春闘の結果などを尊重して地賃を上回る引上げ額を目指したいというご主張でございましたが、最終的には全体と折り合うと労使全体の採決に向けてまとめましたということで、そのような方向性でお話が進みました。

また使用者側につきましては、鉱工業生産指数を中心に47円のご主張でございましたが、最終的には公労使が全体で採決できるようなという方向性でのお話がございました。

最終的な金額の提示とその金額についての考え方などを労使双方から改めてお話いただきたいと思います。

まずは労働者側からお願いいたします。

菊地委員

はじめは2回目もそうですが、やはり組合を持っている私どもは春闘結果のデータをもとに金額提示をさせていただきました。

使側のご意見としては、額的な提示というのは県内の鉱工業生産指数ですとか要は企業側の体力という支払い能力というのも含めた上で、頻繁に購入する物価指数というところの率というところで認識はしております。

私ども組合とはいいつつも、やはり企業がないと雇用の確保にもつながらないというところもございます。

そして、組合組織のない方々への賃金の波及というの、やはりそれは同じ埼玉県民としてやはり物価も上がる中で生活の維持していかなければならないというところで理解はしたつもりでございます。

また、公益の先生方におかれましては、組合の拙い資料ですとかその辺もご理解していただきながら審議を進めていただいてありがとうございます。

3名の廣澤委員をはじめ井川委員、宮本委員のご理解も感謝申し上げます。

小寺部会長

労側の金額は63円、発効日は12月1日ということでよろしいですか。

菊池委員

はい。

小寺部会長

使側はいかがでしょうか。

廣澤委員

結論から申し上げますと、引上げ金額は63円で、発効日は12月1日ということで使側の意見は一致しております。

ただし、12月1日発効については、働き控えにつながるような状況が依然として続いている点を考慮する必要があります。この点については、国に対し早急の制度改革を求めたいと考えております。

現場では、休業によって他の従業員に負担がかかるなど、さまざまな弊害が生じているのが現実ですので、その点については引き続き働きかけをお願いしたいと思います。以上です。

小寺部会長

それでは令和7年度の埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は引上げ額63円、引上げ率5.74%、時間額1161円、発効日令和7年12月1日とすることについて賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

小寺部会長

全会一致で議決したものと認めます。

それでは部会長報告書案を配布いたします。

では部会長報告案について事務局から読み上げをお願いいたします。

専門監督官

読み上げます。

令和7年9月29日

埼玉地方最低賃金審議会

会長福田素生殿

埼玉地方最低賃金審議会

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会

部会長小寺智子

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月8日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員小寺智子

野崎正

福田素生

労働者代表委員植松努

菊地裕次

濱田浩

使用者代表委員井川径成

廣澤健一

宮本典之

(五十音順)

別紙

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ清掃又は片付けの業務

ロ手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,161円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

以上でございます。

小寺部会長

ただいま、事務局から部会長報告書案を読み上げていただきました。
この原案の通りでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

小寺部会長 原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、案を消していただき、本審に提出いたします。

本専門部会が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき本審の議決とすることがあらかじめ議決されているので、事務局は答申案を準備して配布してください。

答申案の読み上げとお願いします。

専門監督官 読み上げます。

令和7年9月29日

埼玉労働局長

片淵 仁文 殿

埼玉地方最低賃金審議会

会長 福田 素生

特定最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和7年7月31日付け埼労発基 0731 第1号をもって諮問のあった下記の特定期最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のと通りの結論に達したので答申する。

記

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号)

別添については、先ほどの部会長報告書になります。

以上でございます。

小寺部会長 事務局から答申案を読み上げていただきました。

原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし、の声あり)

小寺部会長 原案のとおり承認されましたので案を消していただき、これで答申することといたします。

労働基準部長 ただいま、答申いただきましてありがとうございました。

特定最賃の改正につきましては昨年初めて異議の申し出がございました。

これは非常に全国的に見ても珍しいケースでございまして、それだけ県民の皆様の関心の高さの表れだというふうに思います。

本日労使委員の皆様には真摯にご議論いただきありがとうございます。ありがとうございました。

また公益委員の皆様には全会一致で部会報告を取りまとめていただきまして、改めて感謝を申し上げます。

小寺部会長 今後の予定について事務局から説明してください。

賃金室長 答申をいただきましたので、この後異議申し出の公示を行います。
公示期間は本日から令和7年10月16日火曜日までとし、異議の申し出があった場合は10月16日木曜日に本審で異議審を開催いたします。

異議の申し出がなかった場合は本日、答申いただいたとおりの内容を官報に公示する事務手続きをこの後進めてまいります。

以上でございます。

小寺部会長 議事議の2はその他です。
まず委員の先生方から何かございますか。
ないようでしたら事務局から何かありますか。

賃金室長 特にございません。

小寺部会長 以上をもちまして、本日の第2回埼玉県鉄金属製造業最低賃金専門部会を閉会します。